

# 差額課税申告書(酒税納税申告書)作成時の注意

令和5年10月1日から、酒類の品目及び酒税率が改正され、酒税率が改正される酒類に対しては、酒類の手持品課税(戻税)が実施されます。

令和5年10月1日以後に、沖縄県外へ出荷する沖特法(注)適用酒類について、差額課税の申告を行うときは、手持品課税(戻税)申告書の提出有無にかかわらず、令和5年10月1日以後の酒税率及び軽減割合(沖特法)を適用して申告することになりますので、差額課税申告書の作成に当たり、以下の改正事項にご留意願います。

## ◎ 令和5年10月1日から、次の酒類の品目が変更になります(新ジャンルが発泡酒へ変更)

旧酒税法	新酒税法	範囲
その他の醸造酒	発泡酒	アルコール分が20度未満で発泡性を有しているもののうち、次のいずれかに該当するもの ・ホップ又は一定の苦味料を原料の一部としたもの ・香味、色沢、その他の性状がビールに類似するものとして一定のもの
スピリッツ		
リキュール		
雑酒		

## ◎ 令和5年10月1日から、次の酒税の税率(本則税額)が改正されます(1kl当たりの税率)

種類及び品目	旧税率	令和5年10月1日から	令和8年10月1日から
ビール及び発泡酒(麦芽比率50%以上)	200,000円	<b>181,000円</b>	<b>155,000円</b>
発泡酒(麦芽比率25%以上50%未満)	167,125円	<b>155,000円</b>	155,000円
発泡酒(麦芽比率25%未満)	134,250円	134,250円	<b>155,000円</b>
発泡酒(いわゆる「新ジャンル」)	108,000円	<b>134,250円</b>	<b>155,000円</b>
その他の発泡性酒類(ホップ及び一定の苦味料を原料としないもの)	80,000円	80,000円	<b>100,000円</b>
清酒	110,000円	<b>100,000円</b>	100,000円
果実酒	90,000円	<b>100,000円</b>	100,000円
その他の醸造酒	120,000円	<b>100,000円</b>	100,000円

## ◎ 令和5年10月1日から、沖特法(注)によるビール等の軽減割合が20%→15%へ変更になります

(注) 沖特法とは、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」をいい、沖縄県内で復帰前から製造免許を受けていた酒類製造場が製造した酒類(「沖特法適用酒類」といいます。)は、沖特法により酒税が軽減されています。軽減割合は、令和5年10月1日から変更(縮減)されます。

### ビール等(単式蒸留焼酎 以外)の酒類の軽減割合

(アルコール分45度を超える泡盛「原料用アルコール」も含まれます)

適用期間	軽減割合
令和5年10月1日(2023年10月1日)～	本則税額の85%の課税(▲15%)
令和8年10月1日(2026年10月1日)～	<b>廃止</b>

※ 令和6年5月15日からは、単式蒸留焼酎の沖特法による軽減割合が変更されます。

(裏面へ)

※ 復帰前から製造免許を受けていた酒類製造場以外の製造場で製造された酒類については、**差額課税申告の対象とはなりません**。沖特法適用酒類のみ、差額課税申告の対象となりますのでご注意ください。

【参考：差額課税申告書の記入例】

令和5年9月分 酒税納税申告書 (差額課税 月まとめ申告用)

酒税

令和 年 月 日	販売場等	(所在地及び名称) 〒 900-0029 那覇市旭町 999 国税商店 (電話番号 098 - 000						
(税額算出表)		その他の酒類 ③×0.80 単式蒸留焼酎 ③×0.65						
酒類の品目別	アルコール分別	その他の区分	①課税標準数量	②税率	③税額 (①×②)	④既納付税額	⑤差引税額 (③-④)	摘要
泡盛(原料用アルコール)	度		mℓ	円	円	円	円	
	60		1,800	0.6	1,080	864	216	
泡盛(単式蒸留焼酎)	43		8,640	0.43	3,715	2,414	1,301	
ビール	5		8,400	0.2	1,680	1,344	336	
リキュール(発泡性)	5		8,400	0.108	907	725	182	
リキュール	25		8,640	0.25	2,160	1,728	432	

オリオンビールのサザンスター等(新ジャンル)

改正後

令和5年10月分 酒税納税申告書 (差額課税 月まとめ申告用)

酒税

令和 年 月 日	販売場等	(所在地及び名称) 〒 900-0029 那覇市旭町 999 国税商店 (電話番号 098 - 000						
(税額算出表)		その他の酒類 ③×0.85 単式蒸留焼酎 ③×0.65 ※沖特法の軽減割合は段階的に変更されます						
酒類の品目別	アルコール分別	その他の区分	①課税標準数量	②税率	③税額 (①×②)	④既納付税額	⑤差引税額 (③-④)	摘要
泡盛(原料用アルコール)	度		mℓ	円	円	円	円	
	60		1,800	0.6	1,080	918	162	
泡盛(単式蒸留焼酎)	43		8,640	0.43	3,715	2,414	1,301	変更なし
ビール	5		8,400	0.181	1,520	1,292	228	
発泡酒	5	新ジャンルは発泡酒へ	8,400	0.13425	1,127	957	170	
リキュール	25		8,640	0.25	2,160	1,836	324	

差額課税申告についての詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。

(ホーム→ 国税庁等について→ 組織(国税局・税務署等)→ 沖縄国税事務所  
→ お酒に関する情報→ 酒税の差額課税申告について)

詳しい手続き等については、

那覇税務署 酒類指導官にお尋ねください。

098-867-3101 (内線310・311)

※ 自動音声がかかります。ダイヤル「2」を選択し、「内線310又は311」とお伝えください

国税庁HPはこちらのQRコードからもご覧いただけます

